



1. 就学指定校って何ですか？

南あわじ市では、住民基本台帳に基づき、お子さんの通う学校を指定しています。
保護者は、お子さんを就学指定校（指定された学校）へ通わせる義務があります。
例えば、榎列に住民票があれば、榎列小学校と三原中学校が就学指定校となります。
阿万保育所在園でも、榎列に住民票があれば、榎列小学校と三原中学校が就学指定校です。

参考資料：南あわじ市内学校の通学区域

2. 榎列に住んでいて、子どもは阿万保育所に通っていますが、小学校は阿万小学校に通うことはできますか？

榎列に住民票があれば、榎列小学校が就学指定校のため、阿万小学校に通うことができません。
ただし、校区外就学が認められる理由に該当する場合、阿万小学校に通うことができます。

3. 校区外就学ってどんな手続きですか？

保護者は、お子さんを就学指定校へ通わせる義務がありますが、教育委員会が特別の事情があると認める場合、就学指定校を変更することができます。お子さんを就学指定校以外の学校へ通わせる手続きを校区外就学といいます。

4. 教育委員会が特別の事情があると認める場合とは、具体的にどんな場合ですか？

校区外就学が認められる場合の条件について、南あわじ市校区外・区域外就学許可基準で定めています。以下は、認められる申請理由の一部です。

- 両親等共働きで児童が帰宅しても不在なため、管理責任能力のある祖父母・親戚等に放課後の管理監督を依頼せざるを得ない客観的な状況にある場合
- 住宅の新築などにより転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への就学を希望する場合
- 自宅と保護者が自営する店舗が異なっているため放課後店舗等に帰宅することが適当な場合
- 卒業間近又は当該学年終了までの期間が短い場合
- 日常的ないじめ等により就学指定校に通うことが不可能になり教育的配慮が必要な場合

申請の際には、必要書類の提出や詳細な状況の確認を行います。必ずしも許可されるとは限らないので、申請を希望する場合は、速やかに学校教育課までご相談ください。

参考資料：南あわじ市校区外・区域外就学許可基準

5. 校区外就学を希望する場合、注意することはありますか？

登下校時の安全確保は保護者で責任を負い、申請理由の消滅及び許可期間が満了した場合、直ちに教育委員会の指定する学校へ就学させることを誓約頂きます。手続きは原則毎年必要で、申請状況に変化があり、申請理由に該当しなくなった場合、途中で本来の就学指定校に転校する必要があります。必ずしも校区外就学を希望する学校に通い続けることは保証されません。
保護者は本来お子さんを就学指定校へ通わせる義務があることから、校区外就学は特別な手続きです。ご家庭で十分検討した上で、速やかに学校教育課へご相談下さい。

校区外就学の例

お父さん、お母さん、お子さんの3人で榎列に住んでいます（住民票があります）。

①両親共働きで、放課後お子さんが家に帰っても誰もいない。 ②阿万に祖父母が住んでいて、放課後は両親の仕事が終わるまで祖父母がお子さんを預かることが出来るので、本来の就学指定校である榎列小学校ではなく、阿万小学校へ校区外就学を行いたい。

校区外就学を承認するための条件

条件① 両親が共働きで、放課後お子さんが家に帰っても誰もいない。

条件② 希望する小学校区内に祖父母が住んでいて、放課後はお子さんを預かる事が出来る。

※注1 放課後は祖父母宅で預かるという条件のため、阿万小学校の学童保育は利用出来ません。 学童保育利用を希望する場合は、本来の就学指定校である榎列小学校に就学する必要があります。学童保育は放課後等の預かりサービスなので、就学指定校に通わせる義務が優先されます。

※注2 この理由の校区外就学は、小学校の時のみ申請出来ます。
中学校は、三原中学校への就学となります。

※注3 申請手続きは、小学校在学中毎年必要です。
条件①②を満たすことができない場合、校区外就学は承認出来ません。
年度の途中でも、下記のような状況になれば条件①②を満たすことができないため、本来の就学指定校の榎列小学校に転校する必要があります。

- 両親共働きではなくなった場合
- 放課後、両親の仕事が終わるまで祖父母がお子さんを預かれなくなった場合

就学指定校・校区外就学に関する情報は、南あわじ市 HP で公表しています。

不明点等ありましたら学校教育課までご相談ください。

〒656-0492 南あわじ市市善光寺2番地1
南あわじ市役所第1別館2階 TEL 0799-43-5231
南あわじ市 HP : <http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/>
「学校教育課」で検索ください。